

議第 1 0 6 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市丹生川町大沼 1 4 6 番地
一般社団法人五色ヶ原の森案内人の会
代表理事 塚本 勝 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 107 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 丹生川文化ホール
丹生川体育館
丹生川中央屋内体育ふれあい施設
丹生川運動公園グラウンド
丹生川運動公園管理休憩棟
丹生川運動公園テニスコート |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市丹生川町町方 1 番地
丹生川まちづくり協議会
会長 村上 喜作 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

議第108号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年12月2日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | 一之宮公民館
高山市一之宮老人福祉センター
飛騨位山文化交流館 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市一之宮町3087番地
一之宮町まちづくり協議会
会長 鈴木 久輝 |
| 3 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

議第109号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年12月2日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | 久々野公民館
久々野体育館
大西体育館
渚体育館
久々野総合運動公園グラウンド
久々野総合運動公園テニスコート |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市久々野町久々野1505番地4
特定非営利活動法人ふるさと
理事長 溝端 甚一郎 |
| 3 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

議第 1 1 0 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | 奥飛騨総合文化センター
奥飛騨栃尾屋内運動場
奥飛騨村上総合グラウンド
奥飛騨トレーニングセンタープール |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市奥飛騨温泉郷村上 1 6 8 9 番地 3
一般社団法人奥飛騨温泉郷観光協会
理事長 沖本 啓介 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 本郷屋内運動場
本郷多目的グラウンド
上宝ふるさと歴史館 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市上宝町本郷 5 8 2 番地 1 2
上宝文教施設振興会
会長 石井 玄太 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | 高山市国府児童館 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市昭和町 2 丁目 2 2 4 番地
社会福祉法人高山市社会福祉協議会
会長 窪田 哲 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 久々野歴史民俗資料館 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市久々野町久々野 1 5 0 5 番地 4
特定非営利活動法人ふるさと
理事長 溝端 甚一郎 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 4 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | おっぱら自然体験センター
パスカル清見(観光施設) |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市清見町大原 6 8 8 番地 1
一般社団法人おっぱら夢組合
理事長 中谷 賢栄 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 殿下平総合交流ターミナル |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市丹生川町大沼 1 4 6 番地
一般社団法人五色ヶ原の森案内人の会
代表理事 塚本 勝 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 施 設 の 名 称 | 見学の丘
みはらし広場 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市丹生川町町方 1 番地
丹生川まちづくり協議会
会長 村上 喜作 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | グリーンパークひろ野 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市丹生川町坊方 2 1 1 9 番地 1
乗鞍国際観光株式会社
代表取締役社長 古家 篤 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 8 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 美女高原公園 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市朝日町見座 1 3 6 2 番地 2
美女高原観光開発組合
組合長 山本 幸生 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 1 9 号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 桜野公園 |
| 2 指定管理者の名称等 | 高山市国府町広瀬町 9 7 0 番地 2
広瀬町町内会
会長 田中 博文 |
| 3 指 定 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

議第120号

指定管理者の指定について

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年12月2日提出

高山市長 田 中 明

記

1 施設の名 称	片野第1団地
	片野第2団地
	片野第3団地
	桜ヶ丘団地（江名子）
	桜ヶ丘団地（山口）
	赤保木団地
	石浦団地
	杉ヶ丘団地
	下岡本団地
	三福寺団地
	三福寺第1団地
	三福寺第2団地
	桜ヶ丘団地（公営型）
	桜ヶ丘団地
	南さくら台団地
	こまくさ団地
	南さくら台第2団地
	折敷地新若者定住団地
	町方野中団地
	大原団地
	かわせみ団地

	大原第1団地
	町屋団地
	無数河団地（1号住宅）
	無数河団地（2号住宅）
	飛驒川団地
	久々野団地（一般）
	飛驒川団地（一般）
	久々野団地（公営型）
	無数河団地
	久々野団地
	甲さわら団地
	高根中央団地
	たかね団地
	上ヶ洞中央団地（公営型）
	上ヶ洞中央団地
	日和田団地
	宇津江団地
	桜野団地
	桜野ハイツ団地
	作料下団地
	夕陽ヶ丘団地
	奥飛驒温泉郷団地（公営型）
	奥飛驒温泉郷団地
	上宝団地
2 指定管理者の名称等	高山市問屋町43番地 すみれリビング株式会社 代表取締役社長 井上 正
3 指 定 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで